

議案第23号

八幡浜市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和元年6月10日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

八幡浜市道路占用料徴収条例（平成17年条例第176号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（占用料） 第2条（略） 2 占用料の額は、別表に定めるところによる。 ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての占用料の額は、同表に定める金額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数が生じたときは、<u>その端数</u>を切り捨てるものとする。 3（略）</p>	<p>（占用料） 第2条（略） 2 占用料の額は、別表に定めるところによる。 ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての占用料の額は、同表に定める金額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数が生じたときは、<u>これ</u>を切り捨てるものとする。 3（略）</p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の八幡浜市道路占用料徴収条例第2条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法等の改正に伴い、所要の改正を行うため。

